

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



長崎県公報

目 次

| ◎ 告 示 | 所管課（室）名 |
|--|-----------------------|
| ・ 漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の共済契約の締結の申込みについての同意成立 | 水 産 経 営 課 |
| ・ 畜舎建築利用計画の認定 | 畜 産 課 |
| ・ 保安林の指定（2件） | 林 政 課 |
| ・ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 | 砂 防 課 |
| ・ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除（2件） | 〃 |
| ◎ 公 告 | |
| ・ 大規模小売店舗の変更事項届出 | 経 営 支 援 課 |
| ・ 肥料の登録 | 農 業 イ ノ ベ シ ョ ン 推 進 室 |
| ・ 林業種苗生産事業者の登録 | 森 林 整 備 室 |
| ・ 測量の実施 | 建 設 企 画 課 |
| ・ 落札者等 | 警 察 本 部 会 計 課 |

告 示

長崎県告示第43号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る同意については、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、公示する。

令和6年1月30日

長崎県知事 大石 賢吾

| 加 入 区 | 漁 業 の 区 分 |
|-----------|--|
| 長崎市みなと加入区 | 旧長崎市深堀漁業協同組合の区域の小型合併漁業（主として延縄を営む漁業） |
| 平戸市第2加入区 | 小型合併漁業 |
| 若松加入区 | 小型合併漁業（主として曳縄を営む漁業。） |
| 上五島町加入区 | しいらまき網漁業（使用する漁船の総トン数が10トン以上20トン未満であるものをいう。）及び中型まき網漁業（使用する漁船の総トン数が5トン以上20トン未満であるものをいう。） |
| 志々伎加入区 | 早福の区域の小型合併漁業 |
| 志々伎加入区 | 浦、岡、肥及び大志々伎の区域の小型合併漁業 |
| 志々伎加入区 | 船越及び向月の区域の小型合併漁業 |

| | |
|---------|---|
| 志々伎加入区 | 野子の区域の小型合併漁業 |
| 志々伎加入区 | 宮の浦及び高島の区域の小型合併漁業 |
| 志々伎加入区 | その他の漁業（使用する漁船の総トン数が10トン以上20トン未満であるものをいう。） |
| 郷ノ浦町加入区 | しいらまき網漁業（使用する漁船の総トン数が10トン以上20トン未満であるものをいう。） 及び雑魚小型定置漁業（落し網を使用するものをいう。） |
| 勝本町加入区 | 塩谷の区域の小型合併漁業 |
| 勝本町加入区 | 田ノ浦、赤滝団地及び築出の区域の小型合併漁業 |
| 勝本町加入区 | 新町及び湯田の区域の小型合併漁業 |
| 勝本町加入区 | 坂口、黒瀬及び琴平の区域の小型合併漁業 |
| 勝本町加入区 | 鹿ノ下東、鹿ノ下仲及び鹿ノ下西の区域の小型合併漁業 |
| 勝本町加入区 | 田間及び仲折の区域の小型合併漁業 |
| 勝本町加入区 | 川尻の区域の小型合併漁業 |
| 勝本町加入区 | 正村の区域の小型合併漁業 |
| 勝本町加入区 | 馬場先の区域の小型合併漁業 |
| 勝本町加入区 | 天ヶ原の区域の小型合併漁業 |
| 勝本町加入区 | 湯ノ本、本宮、東触、仲触、坂本触及び大久保触の区域の小型合併漁業 |
| 石田町加入区 | 雑魚小型定置漁業（落し網を使用するものをいう。） |
| 厳原町加入区 | 厳原町棧原、宮谷、中村、天道茂、今屋敷、大手橋、日吉、田淵、国分、東里、西里、北里、久田道、久田、内山の区域の小型合併漁業 |
| 厳原町加入区 | 厳原町尾浦の区域の小型合併漁業 |
| 厳原町加入区 | 厳原町久和の区域の小型合併漁業 |
| 厳原町加入区 | 厳原町豆殿内院および与良内院の区域の小型合併漁業 |
| 厳原町加入区 | 厳原町浅藻の区域の小型合併漁業 |
| 厳原町加入区 | 厳原町豆殿の区域の小型合併漁業 |
| 厳原町加入区 | 厳原町豆殿瀬および佐須瀬の区域の小型合併漁業 |
| 厳原町加入区 | 厳原町久根浜、久根田舎および上槻の区域の小型合併漁業 |
| 厳原町加入区 | 厳原町小茂田、檜根、椎根および下原の区域の小型合併漁業 |
| 厳原町加入区 | 厳原町阿連の区域の小型合併漁業 |
| 阿須湾加入区 | 小型合併漁業 |

| | |
|-----------|---|
| 美津島町第1加入区 | 小型合併漁業及びしいらまき網漁業（使用する漁船の総トン数が10トン以上20トン未満の区域であるものをいう。） |
| 豊玉町第1加入区 | 豊玉町千尋藻の区域の小型合併漁業 |
| 豊玉町第1加入区 | 豊玉町曾の区域の小型合併漁業 |
| 豊玉町第1加入区 | 豊玉町千尋藻及び鑪川の区域のいか釣り漁業（使用する漁船の総トン数が10トン以上20トン未満であるものをいう。） |
| 豊玉町第1加入区 | 豊玉町曾及び横浦の区域のいか釣り漁業（使用する漁船の総トン数が10トン以上20トン未満であるものをいう。） |

長崎県告示第44号

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和3年法律第34号）第3条第3項の規定により畜舎建築利用計画を認定したので、同条第6項及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和3年農林水産省・国土交通省令第6号）第71条第3項の規定により、下記の事項を公表する。

令和6年1月30日

長崎県知事 大石 賢吾

1. 認定計画実施者の氏名
株式会社 落水正商店 代表取締役 落水 日朗
2. 畜舎建築利用計画の認定番号及び認定年月日
5畜第798号
令和6年1月5日
3. 認定に係る畜舎等の工事施工地
長崎県雲仙市国見町神代甲字中道1117-1、1119-1
4. 認定に係る畜舎等の種類
発酵槽等、堆肥舎に付随する畜産業用倉庫、発酵槽等を制御するための施設

長崎県告示第45号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和6年1月30日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 保安林の所在場所
東彼杵郡川棚町猪乗川内郷字貝ノ越1294
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を県庁農林部林政課及び川棚町役場に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第46号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和6年1月30日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 保安林の所在場所

東彼杵郡川棚町岩屋郷字権十屋敷334の8、字谷山387の15、387の21

2 指定の目的

干害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を県庁農林部林政課及び川棚町役場に備え置いて縦覧に供する。)

長崎県告示第47号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

なお、土砂災害警戒区域に関する公示図書は、長崎県土木部砂防課及び長崎県県北振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

令和6年1月30日

長崎県知事 大石 賢吾

| 箇所番号 | 所在地 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 区域の種別 | 建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|-------------|--------|---------------------|-------|------------------------|
| 松浦－(急)－0514 | 松浦市星鹿町 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域 | 公示図書中の図面において表示 |

長崎県告示第48号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、平成29年長崎県告示第256号で土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定した次の区域について、同法第7条第6項及び第9条第8項の規定により、指定を解除する。

なお、その公示図書は、長崎県土木部砂防課及び長崎県県北振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

令和6年1月30日

長崎県知事 大石 賢吾

| 箇所番号 | 所在地 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 区域の種別 | 建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|-------------|--------|---------------------|-------------|------------------------|
| 松浦－(急)－0514 | 松浦市星鹿町 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 | 公示図書中の図面において表示 |

長崎県告示第49号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、令和2年長崎県告示第225号で土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定した次の区域について、同法第7条第6項及び第9条第8項の規定により、指定を解除する。

なお、その公示図書は、長崎県土木部砂防課及び長崎県県北振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

令和6年1月30日

長崎県知事 大石 賢吾

| 箇所番号 | 所在地 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 区域の種別 | 建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|------|-----|---------------------|-------|------------------------|
|------|-----|---------------------|-------|------------------------|

| | | | | |
|--------------|---------|---------|-------------|----------------|
| 佐世保－(急)－1004 | 佐世保市椎木町 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 | 公示図書中の図面において表示 |
|--------------|---------|---------|-------------|----------------|

公 告

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和6年1月30日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
アクロスプラザ諫早
長崎県諫早市久山町1270番地1 外3筆
- (2) 届出者の氏名又は名称及び住所
オリックス株式会社 代表執行役 井上亮
東京都港区浜松町2丁目4番1号
- (3) 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (4) 変更の年月日
令和5年4月1日ほか

2 届出年月日

令和6年1月11日

3 関係書類の縦覧

- (1) 縦覧期間
公告の日から4月間
- (2) 縦覧場所
県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）及び諫早市経済交流部商工観光課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

肥料の登録（公告）

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第7条の規定により、次の肥料を登録した。

令和6年1月30日

長崎県知事 大石 賢吾

| 登録番号 | 肥料の種類 | 肥料の名称 | 保証成分量 | 住所または所在地 | 氏名または名称 | 登録年月日 | 登録の有効期間 |
|-----------|----------|---------------|--------------|------------------------|-----------------------------|---------------|--------------------------------------|
| 長崎県肥第695号 | 副産動植物質肥料 | 6.0フィッシュソリュブル | 窒素全量 6.0% | 福岡県福岡市中央区港2丁目1-5 FYCビル | 株式会社FYC 代表取締役社長 秋山 耕造 | 令和6年 1月22日 | 令和6年 1月22日 から 令和9年 1月21日 |

林業種苗生産事業者の登録（公告）

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第1項の規定により、次のとおり生産事業者の登録をしたので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。

令和6年1月30日

長崎県知事 大石 賢吾

| 登録番号 | 名称・氏名 | 住 所 | 生産事業の内容 | 事業所の所在地 |
|--------|------------|------------|------------------|------------|
| 長崎336号 | 栗田林業 栗田 克己 | 対馬市厳原町宮谷66 | 幼苗の育成・幼苗以外の苗木の育成 | 対馬市厳原町宮谷66 |

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、佐世保市長から公共測量（MMSによる画像データ・レーザ点群データ計測）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和6年1月30日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

| 地 域 | 期 間 |
|----------------|---------------------------|
| 佐世保市の一部（世知原地区） | 令和6年2月1日から 令和6年3月15日まで |

電話代表
直通表
(八二四)
二二
一一
一四

落札者等（公示）

落札者等について、次のとおり公示する。

令和6年1月30日

長崎県知事 大石 賢吾

- 物品等の名称及び数量
運転者管理業務端末等の賃貸借及び保守 1式
- 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
名称 長崎県警察本部警務部会計課（調度係）
住所 〒850-8548 長崎県長崎市尾上町3番3号
電話 095-820-0110
- 調達方法
賃貸借
- 契約方法
一般競争入札
- 落札決定日
令和5年12月14日
- 落札者
長崎市田中町585番地5
扇精光ソリューションズ株式会社 代表取締役 瀨口 晴樹
- 落札価格
366,601,200円（消費税及び地方消費税を含まない。）
- 入札公告日
令和5年10月27日
- 落札方式
最低価格

印刷所

長崎県
長崎市
樺島町
八番十二号

株式会社
寺川
田
宏
リン
弥ト